

令和7年8月
農業委員会議事録

開催日：令和7年8月25日（月）
場所：越谷市農業技術センター2階
研修室
開会時刻：午前 9時55分

越谷市農業委員会

1. 開催年月日 令和 7年 8月25日 (月)

2. 開催場所 越谷市農業技術センター 2階研修室

3. 農業委員出欠状況

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	三ツ木 宗 一	出	8	豊 田 佳 樹	出
2	石 塚 健 造	出	9	小 林 博	出
3	田 口 勲	出	10	中 島 満	出
4	坂 卷 慎 一	出	11	瀬 尾 守	出
5	白 鳥 みどり	出	12	金 子 繁 雄	出
6	山 崎 保 夫	出	13	小野寺 美佐子	出
7	荻 島 元 治	出	14	山 崎 明 美	出

4. 農地利用最適化推進委員出欠状況

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	小早川 久 夫	出	8	飯 高 進	出
2	川 上 政 己	出	9	齋 藤 晃 一	出
3	今 井 富士雄	出	10	鈴 木 喜 雄	出
4	林 信 雄	出	11	川 上 嘉 夫	出
5	岡 安 昇 治	出	12	松 沢 浩 之	出
6	須 賀 英 夫	出	13	原 田 正	出
7	高 島 豊	出			

5. 出席者 事務局長 関 根 正 和
統括主幹 上 原 誠
主 幹 窪 田 知 美

(説明員) 開発指導課長 田 中 克 尚

6. 議 事

① 議事録署名人の指名

② 議 案

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可について

第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について

③ 報 告

第1号報告 農地法第3条の3の規定による届出の受理について

第2号報告 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について

第3号報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について

7. 議 長 越谷市農業委員会会長 金 子 繁 雄

8. 閉会時刻 午前10時23分

9. 会議の内容

事務局 長

本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。これより、越谷市農業委員会会議を開会いたします。

開会に当たりまして、金子会長からご挨拶をお願いいたします。

会 長

おはようございます。暑い中、ご参集いただきましてありがとうございます。また、先日の羽生の研修に参加された方は、ご苦労さまでした。これから9月、10月は平年より暑いということで、雨は10月のほうが平年より降りそうな長期予報も出ております。9月は暑くて、雨がなかったので、もう稲刈りを始めた方もおるようですけれども、暑いさなかの作業でございます。最終的にこの暑さですから、収量もちょっと心配もしております。

今朝、ニュースでやっていましたが、柏の運河から我孫子に抜ける農道、利根川の端の場所だと思うのですが、コンバインで下から刈るところを、スレッシャーで穂先だけ刈って、要は普通は株が幾ら長いといっても10センチぐらいしか残さないのを五、六十センチ残して、本当の穂だけ刈って、また水入れて、10月から11月に2回目を取るのだそうです。

昔、多用途米って制度があったのですが、千葉のほうは普通に刈って、この辺でも暑いと羊穂といって小さな穂が出るでしょう。丈を残して、またあそこから水を入れれば穂が出るので、それを2回目の収穫をするということで、10月から11月に一つの田んぼで増収ですよね、2回取るということは。

また、モチ米を今回は作る人が減ったので、モチがかなり高いのだそうです。先ほどの話だと1俵4万円だそうです、モチ米が。結局、主食米のほう足りないから、モチ米作る人が減ったということも事実なのでしょうけれども、本当にモチ米が4万円になるか、ならないかは別として、実際の話、米の単価がなかなかはっきりしないというのが現状だと思います。

これから、稲刈りが始まりますが、9月、10月も暑いので、体には

事務局 長

十分気をつけて農作業に励んでいただければと思います。話まとまりませんが、冒頭の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いします。

ありがとうございました。

本日は全員出席でございますので、総会は成立しております。

それでは、越谷市農業委員会総会会議規則の規定により、金子会長に議事の進行をお願いいたします。

議長

ただいまより開催いたします。

まずは、本日の議事録署名委員ですが、総会運営申合せ事項により、私から7番の荻島職務代理、8番の豊田委員を指名いたします。よろしくお願いします。

それでは、第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可について、事務局より説明願います。

統括主幹

議案書の1ページを御覧ください。

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可について説明します。

番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。

それでは、1番の内容ですが、申請理由は世帯内贈与です。経営面積は1万7,485.2平方メートルです。通作距離は1キロメートル、農機具は完備しております。農業従事者は、譲受人含め3名です。

本件は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

事務局からは以上です。

議長

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を推進委員13番の原田委員よりお願いいたします。

13番推進委員

1番の件について説明します。

(原田委員)

8月16日に現地を確認いたしました。申請地の現況は田で、農地として適正に管理されておりました。許可申請の目的は世帯内贈与であり、事務局説明のとおり農業経営の状況、通作距離、農業従事者についても問題ありません。

以上、ご報告申し上げます。ご審議のほどよろしくお願いいたしま

議

長

す。

ありがとうございました。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

全

員

なし。

議

長

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

〔挙手全員〕

議

長

挙手は全員でございますので、原案のとおり許可と決定いたします。

続きまして、第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について、事務局より説明願います。

統括主幹

議案書の2ページを御覧ください。

第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について説明します。

番号、申請人氏名の順に読み上げます。

それでは、1番の概要ですが、転用目的は駐車場です。転用理由といたしまして、申請人は申請地の近隣に居住しておりますが、敷地内の駐車スペースが狭く、親類等の来客時は路上に駐車をせざるを得ない状況で、近隣住民から苦情が寄せられるなど安全面にも問題があり、新たに自己用の駐車場を計画し、申請に及んだものです。

本件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進んだ一団、10ヘクタール未満の第2種農地と判断され、それぞれ代替性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。また、資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

事務局からは以上です。

議

長

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を私から説明いたします。

1番の件について説明いたします。

全
議

員
長

8月19日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は駐車場です。南側出入口を除き周囲を既設並びに新設コンクリートブロックで囲うことから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告します。ご審議のほどよろしく願いいたします。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

なし。

質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

〔挙手全員〕

議

長

挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。

続きまして、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について、事務局より説明願います。

統 括 主 幹

議案書の3ページから5ページを御覧ください。

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての1番から9番について説明します。

番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。

それでは、1番の概要ですが、転用目的は倉庫です。転用理由といたしまして、譲受人は昭和54年に市外に本店を置き、主に建設、解体工事及び建設資材の販売等を営む法人です。現在使用している資材置場は屋内保管ができない場所で、シート等で風雨をしのいでいます。このような事情から屋内の資材保管場所として倉庫の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は幹線道路へのアクセスもよい場所で、土地所有者の同意が得られたので、申請に及んだものです。

続きまして、2番の概要ですが、転用目的は住宅、車庫です。転用理由といたしまして、借人は現在、市内の賃貸住宅にパートナーと同居しておりますが、手狭になり、自己用住宅の建築を計画し、土地を

探していたところ、申請地は祖父の所有する土地で、借り受けできることになりました。申請地は実家にも近く、両親の老後の世話などお互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、3番の概要ですが、転用目的は資材置場です。転用理由といたしまして、借人は令和5年に市内に本店を置き、主にリフォーム工事、解体工事及び外構工事を営む法人です。現在使用している資材置場の返却を求められており、新たな資材置場を計画し、土地を探していたところ、申請地は本社からもほど近く、幹線道路へのアクセスもよい場所で、土地所有者の同意が得られたので、申請に及んだものです。

続きまして、4番の概要ですが、転用目的は資材置場です。転用理由といたしまして、譲受人は平成6年に市外に本店を置き、主に建設残土の処理及び運搬と建設資材の販売を営む法人です。現在、近隣市2か所の資材置場で事業を展開していますが、事業エリアの拡大を行うに当たり新たな資材置場を計画し、土地を探していたところ、申請地は本社からもほど近く、土地所有者の同意が得られたので、申請に及んだものです。

続きまして、5番の概要ですが、転用目的は駐車場、資材置場です。転用理由といたしまして、借人は令和5年に市外に本店を置き、主に建設業に伴う建築物のくい打ち、くい抜き、山留め工事等を営む法人です。近年、資機材等が増え、現在借りている資材置場が手狭になり、資機材の積み込みや車両の入替え時には一時的に車両を道路上に待機して対応するなど通行の妨げになることもあり、新たに駐車場、資材置場を計画し、土地を探していたところ、申請地は接続する道路幅員も広く、大型車両の出入りにも便利で、土地所有者の同意が得られたので、申請に及んだものです。

続きまして、6番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は、現在、市外の賃貸住宅に夫婦と子供1人、計3人で居住しておりますが、子育てするのに十分な広さの自己用住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は妻の父の住む

住宅にもほど近く、父の面倒などお互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、7番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は、現在、市内の親族の住宅に居住しておりますが、手狭になり、自立と通勤の改善のため、自己用住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は父の住まいにも近く、お互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、8番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は、現在、市内の親族の住宅に夫婦と子供1人、計3人で居住しておりますが、手狭になり、自己用住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は実家にも近く、高齢になる親族の世話や子育てをする上でも助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、9番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は、現在、市外の賃貸住宅に夫婦と子供1人、計3人で居住しておりますが、手狭になり、自己用住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は祖父の住む住宅にもほど近く、祖父の介護や子育てをしていく上でもお互い協力し合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

以上9件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進んだ一団、10ヘクタール未満の第2種農地と判断され、それぞれ代替性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。また、資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

事務局からは以上です。

議 長

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を1番及び2番について瀬尾委員、3番について豊田委員、4番から6番について私から、7番から9番について田口委員よりお願いいたします。

それでは、1番及び2番について瀬尾委員よりお願いいたします。

1 1 番 委 員

それでは、1番の件についてご説明いたします。

(瀬尾委員)	8月14日に現地確認をしております。申請地の現況は畑、転用目的は倉庫であります。西側出入口部分を除いて、周囲に新設コンクリートブロックを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。 以上、報告いたします。 続きまして、2番の件についてご説明いたします。 同じく8月14日に現地確認をしております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅及び車庫であります。道路に面した東側を除いて、周囲を既設及び新設コンクリートブロックで囲うことから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。 以上、報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ありがとうございました。 続いて、3番について豊田委員よりお願いいたします。
8 番 委 員 (豊田委員)	3番の件について説明いたします。 8月13日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は資材置場です。西側出入口部分を除き、周囲をコンクリートブロックで囲うことから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。 以上、報告いたします。ご審議よろしくお願いいたします。
議 長	ありがとうございました。 続いて、4番から6番について私から説明いたします。 4番の件について説明いたします。 8月19日に現地を確認しております。申請地の現況は田、転用目的は資材置場です。西側出入口部分を除き、周囲をコンクリートブロック及び安全鋼板で囲うことから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。 以上、報告します。 続きまして、5番の件について説明いたします。 同じく8月19日に現地を確認しております。申請地の現況は田、転用目的は駐車場、資材置場です。南東側出入口の部分を除き、周囲を

3 番 委 員
(田 口 委 員)

議 長
全 員

コンクリートブロック及びフェンスで囲うことから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告します。

続きまして、6番の件について説明いたします。

同じく8月19日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。南側出入口を除き、周囲を既設及び新設コンクリートブロックで囲うことから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告します。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続いて、7番から9番について田口委員よりお願いいたします。

それでは、まず7番の件につきまして説明をいたします。

8月15日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。東側出入口部分を除き、周囲は既設コンクリートブロックで囲われており、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

続きまして、8番の件について説明いたします。

同じく8月15日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。道路と隣接する部分を除き、西側及び南側を型枠ブロックで区画することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

続きまして、9番の件について説明をいたします。

同じく8月15日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。南側出入口部分及び東側の既存路地と隣接する部分を除き、周囲にコンクリートブロックを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、3件報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

なし。

議 長	質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。 続いて、採決を行います。 原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。 〔挙手全員〕
議 長	挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。 続きまして、報告でございます。 事務局よりお願いいたします。
統 括 主 幹	それでは、ご報告させていただきます。 議案書の6ページです。第1号報告 農地法第3条の3の規定による届出の受理について3件の届出がありました。届出内容につきましては、議案書記載のとおりです。 議案書の7ページです。第2号報告 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について2件の届出がありました。届出内容につきましては、議案書記載のとおりです。 続きまして、議案書の8ページから9ページです。第3号報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について7件の届出がありました。届出内容につきましては、議案書記載のとおりです。 第1号報告、第2号報告及び第3号報告についての届出は、添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決によりこれを受理し、通知書を交付いたしました。 報告事項は以上です。
議 長	以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。 慎重審議をいただき、誠にありがとうございました。 次回の農業委員会会議の開催日程でございますが、9月25日木曜日、午前10時から、この会議室で行います。
事 務 局 長	会長、ありがとうございました。 それでは、閉会に当たりまして、荻島職務代理からご挨拶をお願いいたします。

職 務 代 理

皆さん、今日も農業委員会にご出席ありがとうございます。先週の天気予報では、今週水曜日あたりから少し涼しくなるということでしたが、今朝の天気予報では、また今週1週間も暑くて、土日も赤色のマークになって、35度を超えるような温度が続くかと思いますが、体に気をつけて、また来月、農業委員会出席よろしく願いいたします。

本日はご苦労さまでした。

事 務 局 長

ありがとうございました。

本日の総会はこれにて閉会といたします。

(閉会時刻：午前10時23分)

上記のとおり相違ないことを証するため署名する。

令和7年 8月25日

議 長

署名委員

署名委員